

【大会若手研究者優秀賞表彰規程】

第 1 条 【目的および名称】

社会政策学会は、若手研究者の社会政策に関する研究の発展に資するため、大会若手研究者優秀賞を設け、優れた若手研究者を表彰する。

第 2 条 【賞の授与】 「大会若手研究者優秀賞」（以下、本賞と呼ぶ）は、本学会に在籍し、大会において優れた研究成果を発表した若手研究者に授与する。本賞は、若手研究者複数への授与を妨げない。ただし、過去に本賞を受賞した者には重ねて授与しない。

第 3 条 【若手研究者の範囲】

若手研究者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

1. 大学院在籍中の者。但し、期間の定めのない教育・研究職についている者を除く。
2. 期間の定めのない教育・研究職についていない者。但し、大学院退学・修了者のうち、修士課程入学後 15 年以内の者。
3. 期間の定めのない教育・研究職についてから 3 年以内の者。但し、大学院退学・修了者のうち、修士課程入学後 15 年以内の者。

第 4 条 【審査の対象】

本賞の対象となる研究成果は、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において発表された、若手研究者が単独で執筆したフルペーパーとする。

第 5 条 【表彰】

本賞の表彰は、全国大会時の総会あるいは臨時総会において行う。

第 6 条 【選考委員会の設置】

本賞の審査のために選考委員会を設ける。選考委員会は、幹事会が委嘱した若干名の委員によって構成されるものとする。

第 7 条 【選考委員の任期】

選考委員の任期は、各大会の審査時限りとし、重任しないものとする。

第 8 条 【審査の結果】

選考委員会は、所定の期日までに審査の経過および結果を幹事会に報告しなければならない。

第 9 条 【規程の改廃】

本規程の改廃については幹事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

附則 1. 本規程に関する細則は別に定める。 2.

本規程は、2021年5月22日から施行する。

制 定 2019年10月19日

一部改正 2021年 5月22日（若手研究者範囲の厳格化）

一部改正 2024年5月18日 一人の会員に対して複数回の授賞は行わないことを規定